

「千葉市立地適正化計画」の公表に伴う届出制度の開始について（事前周知）

千葉市では、平成31年3月29日から、「千葉市立地適正化計画」の公表に伴う届出制度の運用を開始しますので、お知らせします。

1 趣旨

千葉市立地適正化計画は、将来の人口減少を見据え、生活サービスや公共交通の維持、環境負荷の低減等、持続可能なまちづくりのため、居住や都市機能の立地を公共交通沿線や日常生活拠点の周辺へ緩やかに誘導していくための計画です。

平成31年3月29日（金）に計画の公表を予定しており、公表日から、一定の規模の開発行為、建築等行為等を行う際、市への届出が必要になる場合がありますので、事前にお知らせするものです。

2 計画の公表

(1) 公表日

平成31年3月29日（金）公表予定

(2) 公表方法

ア 市ホームページへの掲載

【URL】 <http://www.city.chiba.jp/toshi/somu/compactcity.html>

イ 市内施設での閲覧

都市総務課（中央コミュニティセンター3階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所地域振興課、各図書館（分館含む）

3 パブリックコメント手続結果

(1) 意見の募集期間

平成30年12月3日（月）～平成31年1月4日（金）

(2) 実施結果

ア 提出者数 42人

イ 意見総数 150件

ウ 計画（案）修正箇所数 3箇所

4 届出制度

(1) 根拠

都市再生特別措置法 第88条・第108条・第108条の2

(2) 届出が必要な行為

下記の行為を行う際には、行為に着手する30日前までに、市に届出が必要になります。

ア 居住促進区域外における、一定規模以上の住宅の開発・建築等

イ 都市機能誘導区域外における、大規模商業施設の開発・建築等

ウ 都市機能誘導区域内における、大規模商業施設の休止・廃止

・この他、本市が設置する市役所、区役所、保健所、保健福祉センター、高齢者交流施設、子育て支援館、子育てリラックス館も届出対象です。

詳しくは、別紙千葉市立地適正化計画に係る届出制度の周知案内をご参照ください。

(3) 届出先

都市局 都市総務課

千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター3階

5 添付資料

(1) 千葉市立地適正化計画概要版【事前周知用】

(2) 千葉市立地適正化計画【事前周知用】

(3) 千葉市立地適正化計画（案）に関するパブリックコメント手続の実施結果について

(4) 千葉市立地適正化計画（案）に対する意見の概要と市の考え

(5) 千葉市立地適正化計画に係る届出制度のご案内

※計画の区域図の拡大版は、都市総務課（中央コミュニティセンター3階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所地域振興課、各図書館にて閲覧できます。また、ホームページでも閲覧できます。

【URL】 <http://www.city.chiba.jp/toshi/somu/compactcity.html>

<参考>

居住促進区域について

本市では都市再生特別措置法第81条に規定する「居住誘導区域」について、市民一人ひとりの居住地選択を「促す」という観点で、今後緩やかな居住促進を図る区域として「居住促進区域」の名称で位置付けます。